

介護職員等特定処遇改善計画書(令和元年度届出用)

a(経験技能のある介護職員)を設定しない場合

事業所等情報

介護保険事業所番号 315

→法人単位で複数事業所を一括して作成する場合、記載不要

事業者・開設者	フリガナ やまぐちちょうじゅ かぶしきがいしゃ 名 称 山口長寿 株式会社	
主たる事務所の所在地	〒 753-8501 都道府県 山口市瀬戸町1-1	
事業所等の名称	電話番号 083-***-*-*-* フリガナ 名 称 別紙様式2(添付書類1)のとおり	FAX番号 083-***-#### 提供するサービス
事業所の所在地	〒 都道府県 山口	

複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。

特定加算(I)()事業所
特定加算(II)()事業所

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動が有り得るものである。)

① 算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算(I II)
② 現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算(I II III)
③ サービス提供体制強化加算等の取得状況 (取得している場合には種別を記入)	取得有 () 取得無
④ 介護職員等特定処遇改善加算対象月	令和 元 年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月
⑤ 令和 元 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	13,300,000 円
⑥ 賃金改善の見込額(i - ii)	13,326,000 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	108,318,000 円
ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	94,992,000 円
⑦ 経験・技能のある介護職員①における平均賃金改善額((iii - iv)/v)	#DIV/0! 円・ - 人
iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円
iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	円
v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	人
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)	人】
⑧ 他の介護職員②における平均賃金改善額((vi - vii)/viii)	260,700 円・ 40 人
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	71,940,000 円
vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	61,512,000 円
viii) 当該事業所における他の介護職員の人数	40 人
⑨ その他の職種③における平均賃金改善額((ix - xi)/xi)	115,920 円・ 25 人
ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	36,378,000 円
xi) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	33,480,000 円
xii) 当該事業所におけるその他の職種の人数	25 人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込数)	4,300,000 円】
⑩ 賃金改善実施期間	令和 元 年 12 月 ~ 令和 2 年 5 月
※、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてならない。	
⑪ 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行ふ賃金項目(賃額若しくは新設した又はある予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。 なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	(例) ・他の介護職員については、常勤○人、非常勤○人の■■手当を月額○円から○円に引き上げる ・その他の職員については、常勤○人、非常勤○人に、令和△年△月に○○円を一時金として支給する。 経験・技能のある介護職員については、介護福祉士資格を有する者がいるため、設定しない。

* ①については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

* ②が③を上回らなければならないこと。

* ⑩ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点まで職員が增加了した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

* 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

・添付書類1:都道府県等の地域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)

・添付書類2:各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表

・添付書類3:計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

①、②、③は

法人単位で複数事業所を一括して作成する場合、記載不要

→加算を算定するサービス提供月。年度途中からの算定でも終わりは3月。

→ ⑤の金額を上回ること

⑦iii + ⑧vi + ⑨ix と一致。加算を活用し行った賃金改善を含む職員が受け

取る基本給、手当、賞与等の総額。(現行加算分を含む。)

→ ⑦iv + ⑧vii + ⑨x と一致。現行加算分を含む。

→ 0の場合、⑪に理由の記載が必要

→ ⑨の金額が⑧の1/2以下であればOK

→ 440万円を上回らないこと。既に440万円を上回っている者は加算対象外。

→ 賃金改善実施期間については、サービス提供期間と同じ期間、国保連からの振込後の期間等が考えられ、選択については事業者の任意となるが、極力、終了月を現行加算と合わせる形とすること。

→ 賃金改善は、基本給・手当・賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。

この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

→ 経験・技能のある介護職員の設定人数が0の場合、必ず理由を記載すること。

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに✓をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・待遇の改善」及び「その他」について、それぞれ一つ以上の取組を行なうこと。

資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/> 咳痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担軽減するための代替職員確保を含む)
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> 小規模事業者の共同による採用、人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)
	<input type="checkbox"/> その他()
労働環境・待遇の改善	<input type="checkbox"/> 新入介護職員の早期離職防止のためのエラーメンター(新人指導担当者)制度等導入
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input checked="" type="checkbox"/> ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の業務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る業務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	<input type="checkbox"/> 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護用バッテリーパッド等の介護機器等導入
	<input type="checkbox"/> 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実・事業所内保育施設の整備
その他	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	<input type="checkbox"/> 健康診断・ごろの健康等の健康管理面の強化・職員休憩室・分煙スペース等の整備
	<input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、✓をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / 予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 独自のホームページへの掲載 / 予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定
	<input type="checkbox"/> その他()

□

※ 虚偽の記載や、介護職員等特定待遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることがあります。介護事業者の指定が取り消される場合があるため留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。
令和〇〇年〇〇月〇〇日 (法人名) 山口長寿 株式会社 (代表者氏名) 代表取締役 山口 総一郎

→ 個人印ではなく、会社・法人の実印を押印すること

